

意匠権侵害訴訟における部分意匠の類否判断

～公知意匠・機能・位置の参酌～

会員・弁護士 中所 昌司



要 約

近時の侵害訴訟における部分意匠の類否判断について、(i)公知意匠、(ii)機能及び(iii)位置の参酌の面から検討した。

公知意匠については、要部の認定において参酌されたものの、本件意匠と被告意匠の共通点・差異点の評価の段階では参酌されなかった事例があった(事例①のイ号物件参照)。

また、公知意匠にない新規な基本的構成態様を創作した場合には、1件の意匠登録出願で広い権利を取得することは難しいので(事例②及び③参照)、具体的構成態様のパリエーションについての複数の意匠登録出願や、特許出願も検討するべきである。

機能については、要部の認定において、機能面から需要者が注目することが考慮され得る(事例①及び②参照)。

また、登録意匠と被疑侵害意匠とで、当該部分の機能が異なる場合には、意匠を非類似とする事情とされ得る(事例③参照)。

位置についても、当該部分の全体における位置の差異が、意匠を非類似とする事情とされ得る(事例③参照)。そのため、出願時には破線部の記載についても十分に検討するべきである。

目次

1. はじめに
2. 裁判所における意匠の類否判断の手法
3. 近時の意匠権侵害訴訟での部分意匠の類否判断
3. 1 事例①：検査用照明器具事件(大阪地裁平成30年11月6日判決)
3. 2 事例②：植木鉢事件(大阪高裁平成29年11月9日判決)
3. 3 事例③：包装用箱事件(知財高裁平成28年1月27日判決)
4. まとめ

1. はじめに

本稿では、近時の侵害訴訟における部分意匠の類否判断(意匠法23条本文)について、特に(i)公知意匠、(ii)機能及び(iii)位置の参酌の面から検討する。

なお、本稿中の意見は個人的なものであり、筆者が関係するいかなる企業、事務所、団体の意見をも代表するものではない。

2. 裁判所における意匠の類否判断の手法

近時の意匠権侵害訴訟においては、登録意匠と被疑侵害意匠⁽¹⁾との類否判断について、概ね以下の手順で判断されている。

- ① 両意匠の物品が同一又は類似であることの認定⁽²⁾
- ② 両意匠の形態の基本的構成態様及び具体的構成態様の認定
- ③ 需要者の認定
- ④ 要部の認定
- ⑤ 両意匠の形態の共通点及び差異点の認定⁽³⁾
- ⑥ 両意匠の形態の共通点及び差異点の評価並びに意匠全体としての類否判断

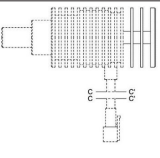
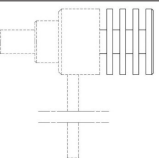
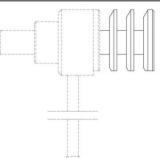
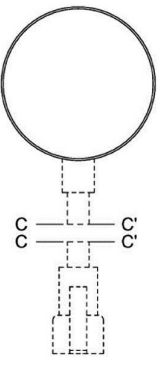
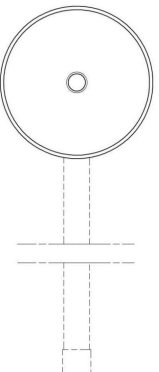
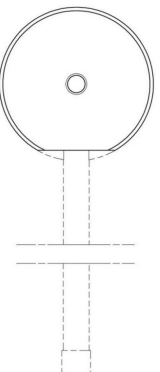
上記判断手法は、登録意匠が全体意匠の場合も部分意匠の場合も概ね同様である。

以下、近時の裁判例を題材に、具体的な裁判所の類否判断について紹介する。

3. 近時の意匠権侵害訴訟での部分意匠の類否判断

3. 1 事例①：検査用照明器具事件（大阪地裁平成30年11月6日判決）

(1) 意匠の概要

	本件意匠	被告意匠(イ号物件)	被告意匠(二号物件)
物品	検査用照明器具	検査用照明器具	検査用照明器具
形態			
			
意匠の類否	-	類似	非類似

(2) 基本的構成態様及び具体的構成態様

裁判所は、各意匠の形態について、以下のように認定した。

基本的構成態様		
本件意匠	被告意匠(イ号物件)	被告意匠(二号物件)
A 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材(放熱部)である。	a1 共通 ⁽⁴⁾	a4 共通
B 該後方部材の中心には、検査用照明器具の前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。	b1 共通	b4 共通

C 該支持軸体の中間及び後端には、薄い円柱状の、該支持軸体よりも径の大きいフィンが複数枚、間隔を空けて設けられている。	c1 共通	c4 共通
D 該複数枚のフィンのうち、該支持軸体の後端に設けられたフィン(以下「後端フィン」という。)は、該支持軸体の中間に設けられたフィン(以下「中間フィン」という。)よりも厚くなっている。	d1 共通	d4 共通

具体的構成態様		
本件意匠	被告意匠(イ号物件)	被告意匠(二号物件)
E 中間フィン及び後端フィンは、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されており、その間隔寸法は、フィンの直径の約12.5%である。……	e1 間隔寸法はフィンの直径の約10.9%であるが、その余は共通	e4 間隔寸法は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約14.5%……であるが、その余は共通
F 後端フィン及び中間フィンの外径は、該前方部材の最大径と略等しい。	f1 共通	f4 共通
G 中間フィンの枚数は2枚である。	g1 中間フィンの枚数は3枚である。	g4 共通
H 中間フィンの厚みは、フィンの直径の約4.2%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約2倍の厚みである。	h1 中間フィンの厚みは、フィンの直径の約9.1%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.3倍の厚みである。	h4 中間フィンの厚みは、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約11.4%……であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.4倍の厚みである。
I 後端フィンの後面(後端面)の縁の全てに面取り(厚みの約10.0%)が施してある。	i1 面取りの厚みは約20.0%であるが、その余は共通	i4 後端フィンの後面の縁の一部に面取り(厚みの約14.3%)が施してあり、一部は面取りを施していない。
J 支持軸体は円柱状で、同一径であり、その直径はフィンの約20.8%である。	j1 支持軸体の直径は約36.4%であるが、その余は共通	j4 支持軸体の直径は、フィンにおける支持軸体直交方向の最長長さの約36.4%……であるが、その余は共通

K 中間フィン及び後端フィンの前面の縁は、正面視した場合、直角である(テーパーが設けられていない)。	k1 共通	k4 中間フィン及び後端フィンの前面の縁にテーパー(後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60.0%)が設けられている。
L 中間フィン及び後端フィンの外周面は、円柱側面である。	l1 共通	l4 中間フィン及び後端フィンの外周面には、約60°の範囲に亘って円弧の一部を直線状に切り取ったフラット面が設けられている。
M 後端フィン及び中間フィンの各面は、支持軸体の通過部分以外には、貫通孔がなく、平滑である。	m1 後端フィンの後面には、ねじ穴……が中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通	m4 後端フィンの後面には、ねじ穴……が……中心部に1箇所設けてあるが、その余は共通

なお、本件意匠の基本的構成態様として、「電源ケーブルの引き出し口は、後方部材を除いた部位に設けられており、該引き出し口は、後方部材には設けられていない。」(D')を挙げる原告の主張に対して、裁判所は、「本件意匠は部分意匠であり、物品の一定の範囲を実線をもって登録した部分に権利が生じるものであって、物品全体の形状を示すために破線をもって示された部分は、部分意匠の権利の対象となるものではなく、前記基本的構成態様 D' に係る原告の主張は、破線部分に電源ケーブルの引き出し口が存することを本件意匠の構成要素とするものであるから、失当といわざるを得ない。他方で、部分意匠から生じる美感は、物品全体と意匠登録部分との相対的關係、すなわち部分意匠として登録された部分の位置、大きさ、範囲によって異なり得ると考えられ、本件意匠においては、検査用照明器具の前方部材と後方部材との位置関係や、径の大小関係が異なれば、意匠登録部分から生じる美感は異なると考えられるから、本件意匠の構成態様に、支持軸体が前方部材の後方に延伸すること(前記 B)、フィンの外径が前方部材の最大径と略等しいこと(前記 F)を含めることは、部分意匠制度の趣旨に反するものではない。」と判示した。

(3) 需要者の認定

裁判所は、「本件意匠に係る物品である検査用照明器具は、工場等において製品の傷やマーク等の検出(検査)に用いられるものであるから、そのような検査

を必要とする製品の製造業者等」が取引者・需要者であると認定した。

(4) 要部の認定

裁判所は、公知意匠、物品の使用態様等を考慮して、以下のように本件意匠の要部を認定した。

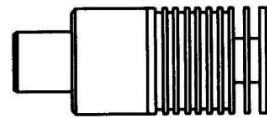
ア 公知意匠

「……乙 12 意匠は、……本件意匠の基本的構成態様 A ないし D と同じ構成態様を備えているほか、本件意匠の具体的構成態様 E, H, I 及び J の一部並びに F, K 及び L と同じ構成態様を備えている。

そうすると、以上の構成態様は、検査用照明器具の物品分野の意匠において、本件意匠の意匠登録出願前に広く知られた形態であったと認められる。

……他方で、後端フィン及び中間フィンの各面が、支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく、平滑であるという構成態様(同 M)は、乙 12 意匠においても開示されておらず、……公知意匠として存在していなかった……。」

【乙 12 意匠】



イ 意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等

「一定の機能及び用途を有する『物品』を離れての意匠はあり得ないから、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断やその前提となる要部認定の際に参酌すべき場合がある。

このような観点から検討すると、本件意匠に係る物品は検査用照明器具であり LED 等を内蔵するところ、LED を使用すると熱を発生し、器具内の温度が上昇することから、その放熱(設計)の必要性が指摘されている(甲 21, 22, 24 ないし 25 の 2)。そして、本件意匠はその放熱部の意匠であり、特にそこに設けられたフィン放熱するための部材(放熱フィン)であるから、放熱を必要とする検査用照明器具の需要者は、放熱効率という観点から、本件意匠の部材の形態や配置の状況に着目すると考えられ、具体的には、放

熱部である後方部材が前方部材の延伸上にあること、放熱部である後方部材が、前方部材と同程度の大きさ(径)であること、複数枚のフィンが間隔を空けて配置されていること、フィンよりも支持軸体の方が径が小さく、支持軸体の貫通孔以外のフィンの部分が放熱に寄与することに着目すると思われる。

また、……公知意匠の内容に照らすと、フィンの枚数、間隔及び厚みを変更したり(中間フィンと後端フィンの厚みの関係も含む)、フィンに面取りを加えたり、支持軸体の径を変更したりすることは、ありふれた手法というべきであって、需要者がそのわずかな違いに着目するとは考えられないが、需要者が放熱を重視する場合、少なくとも、フィンの枚数や厚み、支持軸体とフィンの径の関係、フィンの間隔とフィンの径の関係が大きく変われば、受ける美感は異なってくると考えられる。

他方、乙12意匠等の公知意匠では、後端面(後端フィンの後面)から電源ケーブルが引き出されており、そのために後端フィンや中間フィンの上側に貫通孔が設けられ、又は後端フィンの中心部に孔が設けられていたところ、電源ケーブルの引き出し位置がどこであるかは、検査用照明器具としての使用態様に関わることであるから、後端フィン及び中間フィンについて、支持軸体の通過部分以外に貫通孔がなく、その各面が平滑である点は、本件意匠において、公知意匠にはない、需要者の注意を惹く点であると認められる。」

ウ 本件意匠の要部

以下の点が本件意匠の要部とされた。

- (ア) 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材である。
- (イ) 後方部材の中心には、検査用照明器具の前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- (ウ) 支持軸体には、薄い円柱状の中間フィン2枚及び後端フィン1枚が設けられている。
- (エ) 後端フィンは、中間フィンよりも厚くなっている。
- (オ) 支持軸体の径は、フィンの径の5分の1程度である。
- (カ) 中間フィン及び後端フィンの径は、前方部材の最大径とほぼ同じである。
- (キ) フィン相互の間隔は、フィンの径の8分の1

程度である。

- (ク) 中間フィン及び後端フィンには、支持軸体の通過部分以外に貫通孔はなく、その各面は平滑である。

(5) 両意匠の形態の共通点及び差異点の評価並びに意匠全体としての類否判断

裁判所は、以下のように、イ号物件の意匠は本件意匠に類似するが、ニ号物件の意匠は本件意匠に類似しないと判断した。

ア 本件意匠とイ号物件の意匠との類否

「まず、中間フィンの枚数、支持軸体とフィンの径の関係、フィンの間隔とフィンの径の関係について、……差異はわずかであり、格別異なる美感を生じさせるとまでは認められない。」

「本件意匠の要部(ク)については、イ号物件……の中間フィンに貫通孔はなく、その各面は平滑であるものの、後端フィンについては、ねじ穴……があり、その後面又は両面が平滑でない点で相違する。

しかしながら、イ号物件……については、後端フィンの後面中心にねじ穴が設けられているため、ねじ穴自体は支持軸体の中であって、中間フィンに貫通孔はなく、……需要者が検査用照明器具の商品としての特長を把握しようとする際には、……後方から観察した場合に初めて後端フィンのねじ穴の存在を認識すると考えられ、ねじ穴があるという機能の違いを認識することはあっても、格別これを美感の違いとして認識することはないと思われる。」

「……本件意匠の要部……とイ号物件……の構成態様とを対比すると、差異点は存するものの、いずれも細部といえる点であって、需要者に視覚を通じて起こさせる美感が異なるといえるような大きな差異点はなく、基本的な構造としてはむしろ共通点が多いから、イ号物件……の意匠は、いずれもこれを全体として観察した場合、本件意匠と共通の美感を生じさせるものであって、本件意匠に類似する……。」

イ 本件意匠とニ号物件の意匠との類否

「本件意匠では、中間フィン及び後端フィンの外周面が円柱側面である(本件意匠の具体的構成態様L)のに対し、ニ号物件……の外周面に、円弧の一部を切り取ったフラット面があることは(ニ号物件……の構成

態様 14……), 視覚的に強い印象を与える。

また、……二号物件……については、フィンの前面の縁に程度の大いテーパ……があることも……、強い印象を与える。

検査用照明器具の後方部材である本件意匠は、フィンと支持軸体のみで構成されており、需要者が最初に目にするのはフィンであるから、基本的に薄い円柱状であって……単純な形態のフィンを有する本件意匠と対比した場合、二号物件……のフィンの形状は特徴的であり、需要者に別異の視覚的印象を与える……。」
「以上によれば、全体として観察した場合、二号物件……の意匠は、需要者に、本件意匠とは異なる美感を生じさせると考えられるから、両者の意匠は類似せず、……本件意匠権の侵害とはならない。」

(6) コメント

ア 公知意匠の参酌

本件意匠の構成態様のうち、後端フィン及び中間フィンの各面が、支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく、平滑であるという具体的構成態様 M 以外は、ほとんど乙 12 意匠により公知だった。要部の認定においてはこの点が参酌され、上記の具体的構成態様 M は要部の 1 つと認定された。

もっとも、本件意匠と被告意匠の共通点・差異点の評価の段階では、公知意匠は参酌されなかった。

すなわち、本件意匠とイ号物件の意匠の共通点が、ほとんど乙 12 意匠により公知だったことは、判決文中、考慮されていない。また、本件意匠とイ号物件の意匠の差異点が、上記の新規な具体的構成態様 M に係るものであったことも、判決文中、考慮されていない。

仮に共通点・差異点の評価の段階でも公知意匠が参酌されていれば、類否判断の結論も異なり得たように思われる⁵⁾。

イ 機能の参酌

前述のように、本判決は、要部の認定において、本件意匠が放熱部の意匠であることから、需要者が、放熱効率の観点から本件意匠に着目する旨判示している。

意匠法上、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」は意匠登録を受けることができないとされている（意匠法 5 条 3 号）。本号につい

て、特許庁の意匠審査基準 41.1.4 には、「物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与すると同様の結果を招くこととなるため、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。」と記載されている。

もっとも、意匠の新規性に関する類否判断（意匠法 3 条 1 項 3 号）についての意匠審査基準 22.1.3.1.2(4) (iii) (a) の「機能的形状の評価」の項では、「機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならぬ必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。」とされている。また、同 22.1.3.1.2(4) (i) (c) には、「需要者（取引者を含む）が関心を持って観察する部位か否か」の認定において、物品の機能も考慮すべき旨記載されている一方、「ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形態が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠の特徴としては考慮しない。」と記載されている。

本判決で、本件意匠の要部として認定された部分は、「機能的必然性のみに基づく」形状とまではいえないものと思われるため、本判決が、本件意匠に係る部分（放熱部）の機能を考慮して要部を認定したことは、上記の審査基準の記載にも沿うものである。

本判決の「放熱を必要とする検査用照明器具の需要者は、放熱効率という観点から、本件意匠の部材の形態や配置の状況に着目すると考えられ、具体的には、放熱部である後方部材が前方部材の延伸上にあること、放熱部である後方部材が、前方部材と同程度の大きさ（径）であること、複数枚のフィンが間隔を空けて配置されていること、フィンよりも支持軸体の方が径が小さく、支持軸体の貫通孔以外のフィンの部分が放熱に寄与することに着目すると思われる。」との判示の趣旨は、需要者が技術的な関心から注目する部分は、需要者の美感に与える影響も大きいとするものであると思われる。

ウ 意匠登録部分の位置の参酌

前述のように、本判決は、「部分意匠から生じる美感は、物品全体と意匠登録部分との相対的關係、すなわ

ち部分意匠として登録された部分の位置、大きさ、範囲によって異なり得ると考えられ、本件意匠においては、検査用照明器具の前方部材と後方部材との位置関係や、径の大小関係が異なれば、意匠登録部分から生じる美感は異なると考えられるから、本件意匠の構成態様に、支持軸体が前方部材の後方に延伸すること（前記B）、フィンの外径が前方部材の最大径と略等しいこと（前記F）を含めることは、部分意匠制度の趣旨に反するものではない。」として、明示的に、部分の位置及び大きさを構成態様とした。

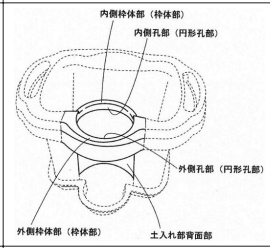
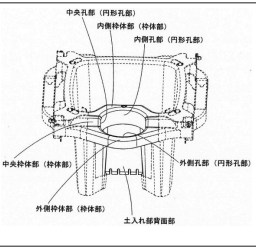
また、前述のように、本判決は、「需要者は、放熱効率という観点から、本件意匠の部材の形態や配置の状況に着目する」として、上記2つの構成態様を要部に含めた。

そして、上記2つの構成態様は、本件意匠と二号物件の意匠とで共通していた。

もっとも、両意匠は全体として非類似とされた。後述するように、意匠登録部分の位置は、本件意匠と被告意匠とで異なっているときに特に意義を有する要素であるように思われる。

3. 2 事例②：植木鉢事件（大阪高裁平成29年11月9日判決）

（1）意匠の概要

	本件意匠	被告意匠
物品	植木鉢	学童向け植木鉢
形態		
意匠の類否	-	非類似

（2）基本的構成態様及び具体的構成態様

裁判所は、両意匠の形態について、以下のように認定した。

基本的構成態様	
本件意匠	被告意匠
ア 植木鉢の背面の中央上方に形成された給水ボトル挿入用の円形孔部	ア 共通

イ 植木鉢の背面の中央上方に、一部が内側に侵入する状態の円形孔部が形成された枠体部	イ 共通
ウ 枠体部の植木鉢背面側から垂下された土入れ部背面部	ウ 共通

具体的構成態様	
本件意匠	被告意匠
エ 給水ボトル挿入用の円形孔部は、……植木鉢背部の内側に侵入した部分(内側孔部)と、その外側に突出して形成された部分(外側孔部)とが1:2程度となっている。また、それぞれの上部は、内側孔部より外側孔部の方が若干高い段差状に形成されている。	エ 給水ボトル挿入用の円形孔部は、……内側孔部……と、……外側孔部……とがいずれも全円弧の5分の2程度であり、その間に中間部分(中間孔部)がある。また、それぞれの上部は、内側孔部が、……中央孔部によって、一段低い外側孔部に連結されるように形成されている。
オ 枠体部は、……内側枠体部……と、……外側枠体部……とで構成されている。	オ 枠体部は、……内側枠体部……と、……外側枠体部……と、両者を連結する部分(中央枠体部)とで構成されている。
カ 内側枠体部の上部は、内側孔部に沿って……形成されており、外側枠体部の上部は、……外縁が緩やかな円弧状のカーブを描いて植木鉢の外側に突出する形状で形成され、その下端は、上方に凸の緩やかな円弧状となっており、枠体部の上部は、外側枠体部の方が内側枠体部より若干高い段差となっており、平面視で外側枠体部の方が内側枠体部より厚みがある。	カ 内側枠体部の上部は、……平面視で略台形に形成されており、外側枠体部の上部は、……平面視において、植木鉢背面部から外に張り出すようになだらかな山状の形を形成しており、枠体部の上部は、外側枠体部の方が内側枠体部より一段低くなっており、内側枠体部は、……中央枠体部により外側枠体部を連結するよう形成されている。外側枠体部の下端は水平となっている。
キ 土入れ部背面部は、……湾曲板が若干未広状に垂下して形成されている。	キ 土入れ部背面部は、……平面板の下端部に4本の縦方向のスリットが形成されている。

（3）需要者の認定

裁判所は、本件意匠に係る「植木鉢が、主として、学童向けのおさがお等の育成に用いられるものであることからすれば、本件物品の需要者は、学童あるいは初等教育機関の教員であるといえる。」と認定した⁽⁶⁾。

（4）要部の認定

裁判所は、物品の使用態様、公知意匠等を考慮して、以下のように本件意匠の要部を認定した。

ア 使用態様

「本件意匠に係る植木鉢は、給水用のボトルを倒立状態で保持するための保持孔が背面側のフランジ部に

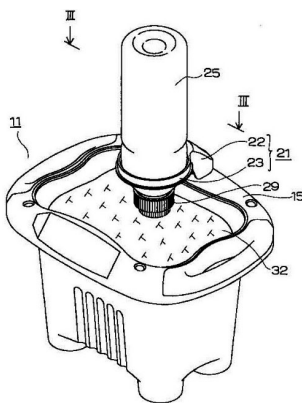
形成されたものである。……需要者は、植物の世話をしたり、給水用の容器であるペットボトル等を入れ替えたりすることから、植木鉢を背面の斜め上から見下ろすことになるため、本件意匠においては、その上部に主として注目するものと考えられる。」

イ 公知意匠

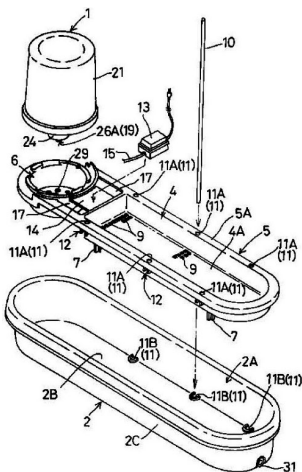
「乙3公報ないし乙10公報には、本件意匠の登録出願前に、植木鉢へ給水するための給水容器、給水容器のホルダー、給水容器の保持具等として、給水容器挿入用の円形孔部を形成したものが記載されていることから、給水容器の挿入部の形状が円形孔部である意匠は公知であったと認められ、また、ペットボトル等本体が円柱状の給水容器を差し込む用途の物である以上、円形孔部はありふれた形状であるといえる。」

上記公知文献には、以下のような図面が記載されていた。

【乙4公報】



【乙7公報】



ウ 本件意匠の要部

(ア) 「本件意匠において新規で創作性の認められる部分は、給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状、すなわち、円形孔部が植木鉢の背面の上方に内側に侵入する状態で内側枠体部及び土入れ部背面部が形成され、円形孔部の一部が外側に突出する状態で外側枠体部が形成されている点にあるといえる。

そして、……本件意匠の物品に係る植木鉢において、需要者は通常植木鉢の背面の斜め上から見るもので、本件意匠の上部である円形孔部及びその周辺の意匠に注目することからすれば、枠体部の奥になって見えなくなる土入れ部背面部を除いた、植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状が要部であるといえる。」

(イ) なお、裁判所は、本件意匠の要部が、円形孔部の植木鉢における配置にある旨の意匠権者（控訴人）の主張に対して、以下のように判断し、当該主張を認めなかった。

「控訴人は、本件意匠の要部は、ペットボトル等の給水容器等を挿入するための円形孔部が、植木鉢と一体かつ植木鉢を構成する部分として形成された意匠をもって、新規に創作されたということができ、本件意匠の要部は、円形孔部の植木鉢における配置にあり、給水ボトルの保持部の形状については本件意匠の要部ということとはできないと主張する。

確かに、……本件意匠のように、給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状は公知の意匠にはなく、円形孔部の配置は新規であるといえるが、本件意匠は、部分意匠であり、植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体を意匠権の内容とするものではない。その一方で、需要者……が、植木鉢の背面の斜め上から見るのが通常である（本件意匠にかかる植木鉢は、給水ボトル保持部の円形孔部にペットボトルを挿入して使用し、ペットボトル内の水分量に注目して使用するのが通常である。）以上、円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係とともに、給水ボトルの保持部がどのような形をしているかについて注目すると考えられる。

そうすると、本件意匠の要部は、植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状であると認められる。

控訴人の主張は採用できない。」

(5) 両意匠の形態の共通点及び差異点の評価並びに意匠全体としての類否判断

裁判所は、以下のように両意匠は非類似であると判断した。

「ア ……本件意匠と被告意匠は、基本的構成態様が共通しているところ、……植木鉢背部の内側に侵入して形成された枠体部を有する本件意匠と被告意匠とは、一定の美感の共通性が生じているといえる。

しかし、本件意匠の要部である枠体部の具体的形状において、両意匠は多くの点で異なっている。すなわち、本件意匠と被告意匠は、内側枠体部、外側枠体部がある点については共通するものの、本件意匠においては……ほぼ円形であるのに対し、被告意匠は、……内側枠体部は略台形状で直線的な形状であり、外側枠体部についてもなだらかな山状の形で、その稜線部分が直線状であることから、その印象は異なっている。また、本件意匠においては、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面に比して低い段差状に形成されているのに対し、被告意匠においては、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面より高く、しかも、両者の間に中央枠体部が構成され、中央枠体部の上面が内側枠体部の上面から外側枠体部の上面を連結する外側に凸の円弧状に形成されていることから、両者の枠体部の上面の凹凸は異なっており、上から見た印象を異なるものとしている。

イ 以上の点をふまえ、本件意匠と被告意匠を全体としてみると、両意匠はいずれも植木鉢背面内側に入り込む給水ボトル挿入用の円形孔部を形成する枠体部が存在することによって一定の印象の共通性は生じるものの、その枠体部の構成、枠体部を構成する各部の高さやその形状が異なることにより、本件意匠は、枠体部が円形孔部に沿ってほぼ円形で、背部から見た場合、奥まった内側枠体部が手前に見える外側枠体部の上面より低い形状になっていたとしてもさほどの段差感を受けることがないから、全体的に丸くシンプルな印象を受けるのに対し、被告意匠は、内側枠体部が略台形、外側枠体部が山形といった直線的な形状をしており、さらに、外側枠体部が内側枠体部の上面より低くなっていることから、内側枠体部の形状がより看取りやすく、また、枠体部の上部において内側、中央、外側部分が凸凹になっていることとも相まって、直線

的でごつごつした印象を受けるものであるから、それぞれの意匠を全体として観察したときに、本件意匠と被告意匠とが類似の美感を生じるとまでは認められず、両意匠が類似しているということとはできない。」

(6) コメント

ア 公知意匠の参酌

(ア) 本件では、「給水容器の挿入部の形状が円形孔部である意匠は公知であった」とされたものの、当該円形孔部を形成する枠体部については、「本件意匠において新規で創作性の認められる部分は、給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状、すなわち、円形孔部が植木鉢の背面の上方に内側に侵入する状態で内側枠体部及び土入れ部背面部が形成され、円形孔部の一部が外側に突出する状態で外側枠体部が形成されている点にある」とされた上で、「枠体部の形状が要部である」と認定された。

そして、当該枠体部に係る基本的構成態様イを含む、全ての基本的構成態様において、本件意匠と被告意匠とは共通していた。基本的構成態様については、全体意匠の3条1項3号の類否判断に関する特許庁の審査基準では、「意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。」と記載されているところである⁷⁾。

しかし、裁判所は、「本件意匠の要部である枠体部の具体的形状において、両意匠は多くの点で異なっている。」として、両意匠を非類似と判断した。

(イ) 枠体部に係る基本的構成態様を新規に創作した本件の意匠権者が、本件の被告製品を権利範囲に含むような出願方法はあったであろうか。

この点について、意匠登録出願においては、全体意匠であるか部分意匠であるかにかかわらず、権利を求める範囲の意匠の形態を特定して図面に記載する必要がある。そうすると、必然的に、出願に係る意匠の基本的構成態様のみならず具体的構成態様も特定してしまう。したがって、本件の基本的構成態様のみを抽象化して出願することは考えられない。

また、全体意匠としての出願や、部分意匠に係る範囲をより広くしての出願をした場合には、円形孔部の植木鉢における配置を構成態様に含めることはできるが、意匠の範囲が大きくなる分、被告意匠との差異点も増えてしまうため、結局被告意匠と非類似になる可

能性がある。

したがって、基本的構成態様を新規に創作した場合に、1件の意匠登録出願によって、当該基本的構成態様に係る意匠を広く権利化することは難しいと考えられるため、創作者は、考えられる具体的構成態様のバリエーションについても複数の出願をするか、あるいは、特許出願によって抽象的な文言による権利化の可能性を検討することが必要になると考えられる。

イ 機能の参酌

前述のように、本判決は、要部の認定において、「本件意匠に係る植木鉢は、給水用のボトルを倒立状態で保持するための保持孔が背面側のフランジ部に形成されたものである。…需要者は、植物の世話をしたり、給水用の容器であるペットボトル等を入れ替えたりすることから、植木鉢を背面の斜め上から見下ろすことになるため、本件意匠においては、その上部に主として注目するものと考えられる。」として、意匠に係る物品及び部分意匠に係る部分の機能を参酌し、「枠体部の奥になって見えなくなる土入れ部背面部を除いた、…給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状」を要部であると認定した。

機能を参酌して要部が認定された点で、事例①と同様である。

ウ 意匠登録部分の位置の参酌

裁判所は、「本件意匠は、部分意匠であり、植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体を意匠権の内容とするものではない。」と判示し、本件意匠の要部が、円形孔部の植木鉢における配置にある旨の意匠権者の主張を認めなかった。

もっとも、本判決も、本件意匠の構成態様の認定においては、「ア 植木鉢の背面の中央上方に形成された給水ボトル挿入用の円形孔部」や、「イ 植木鉢の背面の中央上方に、一部が内側に侵入する状態の円形孔部が形成された枠体部」のように、物品全体の中での位置を含めて記載している。

したがって、本判決も、願書に添付した図面に表された意匠登録部分の位置と、被疑侵害製品における対応部分の位置とが全く異なる場合に、意匠の類否判断において、位置が異なる事実を一切考慮しない趣旨とは思われない。

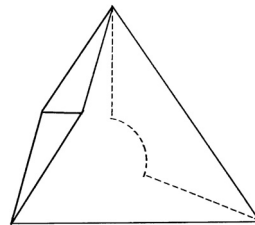

もっとも、前記の事例①の判決は、「部分意匠から生

じる美感は、物品全体と意匠登録部分との相対的關係、すなわち部分意匠として登録された部分の位置、大きさ、範囲によって異なり得ると考えられ」とし、本件意匠の構成態様に、意匠登録部分の相対的な位置及び大きさを含め、更にこれらを要部として認定した。また後記の事例③の判決では、破線部の開口部の配置が「大きな差異である」と評価された。

事案が異なるものの、事例①や事例③の裁判所と比較すると、事例②の裁判所の方が、類否判断における意匠登録部分の位置の参酌に消極的であるように思われる⁽⁸⁾。

3. 3 事例③：包装用箱事件（知財高裁平成28年1月27日判決）⁽⁹⁾

(1) 意匠の概要

	本件意匠	被告意匠
物品	包装用箱	包装用箱
形態		
意匠の類否	-	非類似

(2) 部分意匠の類否判断についての一般論

本判決では、裁判所の判断の冒頭において、「部分意匠に関する類否判断の留意点について」と題する項目が設けられ、以下のように判示された。

「部分意匠においては、部分意匠に係る物品とともに、物品の有する機能及び用途との関係において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかが、その類否判断の際には確定される必要がある。そして、…部分意匠として意匠登録を受けた部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、物品全体に対しどのような割合を占める大きさであるか（以下、これらの位置、大きさ、範囲を単に『位置等』ともいう。）は、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。…意匠登録を受けた部分の物品における機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほか

はない⁽¹⁰⁾。

もっとも、部分意匠制度は、破線で示された物品全体の形態について……異なる場所があっても、部分意匠に係る部分の意匠と同一又は類似の場合に、登録を受けた部分意匠を保護しようとするものであることに照らせば、部分意匠の類否判断において、意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の位置等の差異については、上記部分意匠制度の趣旨を没却することがないようにしなければならず、破線部の形状等や部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない(知財高裁平成18年(行ケ)第10317号平成19年1月31日判決参照)。」

(3) 基本的構成態様及び具体的構成態様

裁判所は、両意匠の形態について、以下のように認定した。

基本的構成態様	
本件意匠	被告意匠
A 本体の基本形状を三角形4面で形成される略三角錐形状とし、	A 共通
B 本体の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設け、	B 共通
C ……実線で示された部分を部分意匠とする。	

具体的構成態様	
本件意匠	被告意匠
a アクセントパネルは、…2つの…二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させた略菱形形状の面であり、	a アクセントパネルは、…円弧状の側辺が左右対称になった略紡錘形状の面であり、
b アクセントパネルの上下中央部分(上記二等辺三角形の底辺部分)は、最もへこんだ最大幅部を形成し、	b アクセントパネルの上下中央部分は、…折れ線部が水平方向に現れ、最もへこんだ最大幅部を形成し、
c アクセントパネルの縦の長さで中央部分…の幅の比は、約8対1である。	c アクセントパネルの縦の長さで中央部分の幅の比は約4対1であり、
	d アクセントパネルは、包装用箱の開口部として配置されている。

(4) 需要者の認定

裁判所は、「本件意匠に係る物品は、包装用箱である

から、何らかの物品を包装するための箱として購入する事業者や、箱の中に収納された物を購入する一般消費者を、意匠の類否判断における『需要者』と解すべきである。」と認定した。

(5) 要部の認定

裁判所は、機能、公知意匠等を考慮して、以下のよう
に本件意匠の要部を認定した。

ア 用途及び機能

裁判所は、前記のように判示された一般論に従い、物品の用途・機能及び当該部分の用途・機能のそれぞれについて、以下のように認定した⁽¹¹⁾。

「本件意匠に係る物品である包装用箱は、……品物を贈答する際の外観上の装飾等の用途及び機能を有するものと解されるところ、本件意匠に相当する部分には、略三角錐形状の単一な印象から動的な美観⁽¹²⁾を生じさせる多面体としての外観上の装飾(アクセント)としての機能を有するものと認められ、ほかに特別な用途及び機能を有するものではないものと認められる。」

イ 公知意匠の参酌及び要部の認定

「略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は、少なくとも本件意匠登録の出願前に……公然知られたものである……一方、略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設けた構成は、本件意匠登録の出願前に公知でなかったことに照らすと、本件意匠の要部は、上記の基本的構成態様を前提として、……2つの平坦な二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形形状の面(アクセントパネル)を形成したこと(構成態様a)、アクセントパネルの上下中央部分(上記二等辺三角形の底辺部分)は、最もへこんだ最大幅部を形成していること(構成態様b)、アクセントパネルの縦の長さで中央部分…の幅の比は、約8対1であること(構成態様c)にあると認めるのが相当である。」

(6) 両意匠の形態の共通点及び差異点の評価並びに意匠全体としての類否判断

裁判所は、以下のよう
に両意匠は非類似であると判

断した。

「上記……のとおり、本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部を構成する……アクセントパネルの具体的形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形形状は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネル上下中央部分の具体的形状の差異により、本件意匠のアクセントパネルは、二等辺三角形の底辺部分をあえて折曲部分とした形状が際立っており、多面体としての外観上の装飾機能を強く感じるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、そこから受ける美観が異なる。さらに、アクセントパネルの縦の長さと同中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぴりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観を共通にするものとはいえない。

また、本件意匠は、部分意匠であるため、類否判断に当たっては、当該意匠それ自体のみならず、当該部分の物品全体における位置等についても参酌すべきことは、前記……のとおりであるところ、本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、被告意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない。

そして、本件意匠と被告意匠とは、前記……の差異点、とりわけ上述したところにより、看者に対し全体として異なる美観を与えるものであり、前記……の共通点は、差異点が看者に与える美観の差異を凌駕するものとは認められない。

したがって、被告意匠が本件意匠に類似するとはいえない。」

(7) コメント

ア 公知意匠の参酌

(ア) 本判決は、「略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面(アクセントパネル)を頂点間の全長にわたり設けた構成は、本件意匠登録の出願前に公知でなかった」と認定した。これを前提に、更に本判決は、「需要者は、まず、そのような基本的構成態様に注目する」と認定した。

これらの本判決の認定は原告⁽¹³⁾の主張と合致するものであるが、原告は、これらを前提に、更に「アクセントパネルの形状は、看者に異なる美感を起させるほどのものということとはできない」旨主張していた。原告の主張の趣旨は、稜線上にアクセントパネルを設けた構成が新規であることから、看者にとっては、当該基本的構成のインパクトが強くなり、他方、アクセントパネルの形状の具体的構成は、美感の違いに対する影響力が相対的に弱くなるというものであると思われる。

しかし、本判決は、「アクセントパネルが稜線上の全長に設けられ、多面体の1つの面としての機能を果たしていることからすれば、当該面の形状等は目につきやすく、そこから受ける印象の違いは、全体の美観に大きく影響するものというべきである。」と判断した。

(イ) 創作者が創作した意匠において、基本的構成態様Xと、これに関連する具体的構成態様xが新規だったとする。この場合に、意匠登録後に、X+x'の構成を有する被疑侵害意匠との類否判断において、具体的構成態様x及びx'の差異が、出願時に新規で注目された部分の差異であることを理由に高く評価されてしまうと、両意匠は全体として非類似とされてしまいやすくなる⁽¹⁴⁾。一般論としては、このような判断手法は合理的でない場合があると思われる⁽¹⁵⁾。もっとも本判決では、アクセントパネルの具体的形状や機能の差異が丁寧に認定・評価されており、非類似の結論は妥当なものといえるかもしれない。

(ウ) なお、本判決からも、前記の事例②についてコメントしたように、基本的構成態様を新規に創作した場合に、具体的構成態様のバリエーションについての複数の意匠登録出願や、特許出願を検討することの必要性が示されていると思われる。

イ 機能の参酌

(ア) 前述のように、本判決は、本件意匠のアクセントパネルは装飾機能しか有していないのに対して、被告意匠のアクセントパネルは開口部としての機能を有している点において差異があるとして、「開口部の配置は、包装用箱の需要者……にとってみれば、大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない」と判断した。

また本判決は、「意匠の当該部分に着目する場合に、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それが物品においてどのような機能と結び付いているかによって、需要者の払う注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。」とも判示している。

上記の判示からすると、例えば電子機器の意匠において、被疑侵害意匠の凸部に、登録意匠は有していないスイッチとしての機能を設けた場合や、登録意匠が有するスイッチ機能（例えばON/OFF機能）とは異なるスイッチ機能（例えばボリューム調整機能）を設けた場合には、たとえ形態が同一であっても、意匠を非類似と判断する一事情になり得ることになる。

実際には、意匠全体としての類否判断において、機能の差異だけに基づいて意匠が非類似と判断される可能性は低いと思われるものの、類否の検討の際には、機能の面からの検討も必要であるといえる。

(イ) 前述の事例①及び事例②は、本件意匠に係る部分の物品全体における機能と、被告意匠の対応部分の機能とが共通だった事例であり、結論としては、事例①のイ号物件の意匠は類似、ニ号物件の意匠は非類似、事例②の被告意匠は非類似であった。本件意匠と被告意匠とで当該部分の機能が共通であることは、両意匠を類似とする方向に大きな影響を与える要素ではないように思われる。

他方、両意匠の機能が異なる場合には、本判決のように、当該機能の違いが「大きな差異である」として両意匠が非類似であるとする要素とされる可能性がある。

したがって、特に両意匠の機能が異なる場合には、意匠の類否判断において、慎重に検討する必要がある。

ウ 意匠登録部分の位置の参酌

(ア) 本判決では、本件意匠と被告意匠とで、開口部の位置関係が異なることが、差異点として認定・評価され、両意匠が非類似と判断された。

本件意匠の図面に、破線部で開口部を記載したことは、少なくとも登録後において、本件の被告意匠との関係では、不利に働いたといえる。

したがって、部分意匠の出願の際には、破線部の記載が権利行使時に不利に働く場合があることを考慮して、十分に検討することが必要である。

(イ) なお、位置の要素も、機能について前項で述べたのと同様に、特に両意匠で異なる場合に検討を要する要素であると考えられる。

4. まとめ

以上、近時の意匠権侵害訴訟における部分意匠の類否判断について検討した。

公知意匠については、要部の認定において参酌されたものの、本件意匠と被告意匠の共通点・差異点の評価の段階では参酌されなかった事例があった（事例①のイ号物件参照）。

また、公知意匠にない新規な基本的構成態様を創作した場合には、1件の意匠登録出願で広い権利を取得することは難しいので（事例②及び③参照）、具体的構成態様のバリエーションについての複数の意匠登録出願や、特許出願も検討するべきである。

機能については、要部の認定において、機能面から需要者が注目することが考慮され得る（事例①及び②参照）。

また、登録意匠と被疑侵害意匠とで、当該部分の機能が異なる場合には、意匠を非類似とする事情とされ得る（事例③参照）。

位置についても、当該部分の全体における位置の差異が、意匠を非類似とする事情とされ得る（事例③参

照)。そのため、出願時には破線部の記載についても十分に検討するべきである。

【本稿で検討した事例のまとめ】

	事例①(検査用照明器具事件)	事例②(植木鉢事件)	事例③(包装用箱事件)
公知意匠の参酌	公知意匠は、要部の認定においては参酌されたものの、本件意匠と被告意匠の共通点・差異点の評価の段階では参酌されなかった。	公知意匠にない新規な基本的構成態様において、本件意匠と被告意匠は共通していたにもかかわらず、具体的構成態様の差異により全体として意匠は非類似とされた。	公知意匠にない新規な基本的構成態様において、本件意匠と被告意匠は共通していたにもかかわらず、具体的構成態様の差異により全体として意匠は非類似とされた。
機能の参酌	機能を参酌して要部が認定された。	機能を参酌して要部が認定された。	機能の違いが「大きな差異」とであるとされた。
位置の参酌	全体における当該部分の配置が要部の1つとして認定された。	全体における当該部分の配置は要部と認定されなかった。	位置の違いが「大きな差異」とであるとされた。

(注)

- (1) 以下、登録意匠を「本件意匠」といい、被疑侵害意匠を「被告意匠」ということがある。
- (2) 意匠に係る物品の類否が争われた、部分意匠の意匠権侵害訴訟の事例として、化粧用パフ事件(大阪高裁平成18年5月31日判決)がある。
- (3) 以下の各裁判例の紹介においては、紙数の都合上、共通点と差異点の認定部分の引用は省略した。
- (4) 「本件意匠」欄記載の構成態様と同じ構成態様であるという意味である。以下同様。
- (5) アイマスク事件(東京地裁平成30年12月20日判決)では、要部の認定において公知意匠が参酌された上、両意匠の共通点・差異点の評価の段階でも、「以上を踏まえて検討すると、両意匠は、構成における共通点も多いものの、これらの点は、いずれも……公知意匠に既に現れているものであり、一方、相違点のうち、『……点』は、……公知意匠にはないのであり、強く需要者の注意を惹くものであって、本件登録意匠の要部に含まれるものである(出願経過における原告の意見もこれを裏付ける。)」とされ、両意匠は全体として非類似であると判断された。
- (6) 意匠公報の【意匠に係る物品の説明】の欄の記載等には「学童向けのあさがお等の育成に用いられる」といった限定はないが、両当事者の製品の実際の販売状況を考慮して需要者を

認定したものと思われる。

- (7) 意匠審査基準 22.1.3.1.2(4)(i)(a)
- (8) 大阪地裁には知的財産権専門部として第21・26民事部があるところ、事例①の裁判部は第21部であり、事例②の原審の裁判部は第26部であった。
- (9) 本判決の評釈として、本山雅弘, Law and Technology, Vol.74, 64ページ(2017)及び原田雅美, 知財管理, Vol.66, No.6, 686ページ(2016)がある。
- (10) 当該判示部分は、知財高裁が原判決をそのまま是認した部分である。判示内容としては、あたかも部分意匠の類否判断の際には、必ず、部分の機能及び用途を認定する必要があるかのように読める。もっとも、知財高裁が新たに判断を追加した判示部分では、「部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断の際に参酌すべき場合があり、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、破線などによって具体的に示された形状を参酌して定めるべき場合がある。」と記載されている。
- (11) 一般論の判示部分の「用途」は、具体的な認定部分の「使途」と同義であろうと思われる。
- (12) 意匠法上は「美感」の文字が使われるが、判決文中「美観」と記載されている部分については、本稿ではそのまま引用した。
- (13) 本件控訴審判決は、原判決と同様に、控訴人を「原告」と、被控訴人を「被告」と表記しており、本稿でもこれに従う。
- (14) 特許庁の意匠審査基準 22.1.3.1.2(4)(ii)(b)の「先行意匠調査を前提とする差異点の評価」という項目には、「出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。」と記載されている。しかし、この記載を、侵害判断の場面での本件意匠と被告意匠の類否判断には必ずしも参考とすることができない。なぜなら、侵害判断の場面で、本件意匠の新規な創作部分における、被告意匠のわずかな差異を高く評価して、本件意匠と被告意匠が非類似であると判断することは、権利者に不利であり、不合理となる場合があるからである。
- (15) なお、本山・前掲71ページには、本判決について、「公知意匠を欠くほどの基本的構成態様の要部の創作性にもかかわらず、その創作性の程度を最終的な美感衡量において評価する形跡が認められない点は、要部共通が美感共通を導くと一般的に解されていることに鑑みても、疑問となる。」と記載されている。

(原稿受領 2019. 1. 1)